

# 上士幌町地域材利用推進方針

河東郡上士幌町

上士幌町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日林業木材第1487号。以下「道方針」という。）に即して策定するものであり、町内産はもとより、十勝管内の森林から産出され、十勝管内で加工された木材をはじめ、北海道（以下「道」という。）内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進を図るため、基本的方向等を定めるものである。

## 第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

### 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

上士幌町（以下「町」という。）が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

町の森林面積は、総面積の76%を占めており、森林に恵まれた地域である。森林面積53,165haのうち89%が国有林であり、大雪山国立公園区域が多くを占めるなど、東大雪の山々を源とした清らかな水をたくわえ、多様な野生生物の生息の場となるとともに、緑豊かな景観や二酸化炭素を吸収するなど重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

一方、一般民有林の人工林については、主にカラマツが主体となっており、地域材の需要を拡大することで、森林から生産される木材等の収益が、再び森林の整備や保全に向けられることによって、森林・林業の再生や地域の活性化、雇用の創出が図られることが求められている。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGsの達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りでリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、地域材を学校や医療機関など幅広い建築物に利用することは快適な生活空間の形成に貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について理解を効果的に醸成することが重要である。

こうした中、木造建築物については、平成22年に公共建築物における木材利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物における木造化や内装等の木質化が進められてきたが、依然として低層の戸建て住宅が中心であり、技術やコスト面の課題から中高層や低層非住宅については大部分が非木造となっている。

近年は、強度等に優れた建築用材であるCLT（直行集成板）、コアドライヤ木質耐火部材等

に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新が図られるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用が進みつつある。

さらに、令和3年の法改正において、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下、民間建築物という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物を始め工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用を拡大することが必要である。

## 2 建築物等における地域材の利用の促進に関する基本的方向

1の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第3条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は、以下の通り建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

### (1) 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

#### ① 町による取組

町は、町の区域内における地域材の利用に努めるとともに、建築物における地域材の利用が促進されるよう、国や北海道の施策に準じて、木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知に取り組むものとする。

#### ② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針及び道方針を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者にあつては、建築物を整備する者のニーズを正確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給およびその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

#### ③ 町民による取組

町民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、町が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (2) 関係者相互の連携および協力

町、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下、「木材利用関係者」という。）は（1）の各主体の取組の実施に当たり、本推進方針及び道方針に基づき、法第8条を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### (3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的な機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採及び伐採後の造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の

流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する建築物において地域材を利用するに当たっては、町民の安全と安心を確保する観点やクリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証を始め合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている JAS 製品の積極的な使用に努めるものとする。

#### （4）住民の理解の醸成

町は、建築物等における地域材の利用の促進の意義等について町民にわかりやすく示すように努めるものとする。

特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの町民の理解が得られ、木材利用促進が住民運動となるよう、積極的な普及啓発に努めるものとする。

（注）この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第 2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第 13 条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術や人材の育成を図るため、CLT や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

また、町は、ライフサイクル・アセスメント（LCA）等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及、E S G 投資等において評価される建築物の木材利用の評価指標や評価の在り方の検討、建築物における木材の利用が環境面や経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果に関する調査研究及びその成果の発信等に努めるものとする。

### 2 住宅における地域材の利用の促進

町は、法第 14 条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅棟を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

### 3 建築物木材利用促進協定制度の利用

#### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

#### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申し出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針、本推進方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

#### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

### 4 公共建築物における地域材の利用の促進

#### (1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

##### ① 町が整備する公共建築物

広く町民一般の利用に供される学校、保健福祉施設、社会福祉施設（、運動施設（体育館等）、観光施設、社会教育施設（図書館等）、町営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、職員住宅等が含まれる。

##### ② 町以外の者が整備する①に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物が含まれる。

#### (2) 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

##### ① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第 2 の 4 (3) の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

##### ② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

##### ③ 木質バイオマス利用の促進

木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオ

マスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

### (3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第2の4(1)の地域材の地用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進することに努めるものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

## 5 公共土木工事における地域材利用の促進

町は、その実施する公共土木工事のうち、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を図るものとする。

## 第3 町が整備・施工する公共建築物における地域材の利用の推進

### 1 公共建築物における木造化・木質化の推進

#### (1) 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、コストや技術の面で困難であるものを除き、原則として木造化を図るものとする。

#### (2) 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとするが関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

### 2 公共建築物における地域材製品等の利用の推進

#### (1) 木製家具等の導入の推進

町の公共建築物において導入する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

## (2) グリーン購入の推進

町の公共建築物において導入する地域材製品については、北海道が定める（「北海道グリーン購入基本方針（平成13年8月6日施行）」に基づき毎年度定める環境物品等調達方針（以下「環境物品等調達方針」という。））「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たす製品の購入に努めるものとする。

## (3) 木質バイオマスの利用の推進

町の公共建築物において導入する、暖房器具やボイラーについては木質バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

## 3 公共土木工事における地域材利用の推進

町は、その実施する公共土木工事のうち、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を図るものとする。

## 第4 建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

### 1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、CLT等の新たな木質部材の低コスト化合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定に基づき、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、町は、これら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

### 2 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

町は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（CLT等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低減化に資する技術の開発及び普及を促進する。

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、町は、道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

## 第5 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、工作物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

## 1 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は、町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、町は、畜舎などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

## 2 木質バイオマスの利用の促進

町は、建築物における木質バイオマスの利用を推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝など林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システム等の構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

## 第6 その他必要事項

### 1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

### 2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

#### (1) 地域材の利用の推進体制

町の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、町内の関係部署間で連携を図り、必要な情報交換を行うなど推進体制を構築し、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。

#### (2) 地域材の利用状況に関する調査

町における地域材の利用状況を把握するため、必要な都度、利用状況に関する調査を実施し、公共建築物等における地域材の利用の効果的な推進に資するものとする。

## 第7 適用

- 1 この方針は、平成24年8月23日から適用する。
- 2 上士幌町木材利用推進取組方針（平成22年4月1日策定）は、廃止する。
- 3 この方針は、令和5年4月1日から適用する。

(参考)

## 地域材を利用できる主な施設等

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）			木材の使用条件	
	3,000㎡以下		3,000㎡超		
	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超			
		2階建て以下	3階建て	【各建築物共通】	
学校	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	3階建て以下のものは、延焼を防止する防火壁等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ3,000㎡以内とする措置や、必要な防火措置を行い木造とする。	次の全ての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材（北海道内の森林から産出され、道内で加工されたことが証明された木材） ③JAS製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊な用途に用いる製品を必要とする場合等はこの限りでない。
保健福祉施設 （健康増進センター、児童福祉施設等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下で、2階部分が200㎡未満のものに限る。	
医療施設 （病院、診療所等）	入院施設あり 入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	※2階建て以下のものに限る。	
運動施設 （体育館等）	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
社会教育施設 （図書館等）	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階建てのものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。	—	※2階建て以下で客席が200㎡未満のものに限る。	
町営住宅 職員住宅	3階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。			
庁舎、研修所 交番・駐在所	3階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
宿泊施設 （研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	
倉庫	3階建て以下で3階部分の床面積の合計が200㎡未満のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。			※3階部分は200㎡未満のものに限る。	

(1) 第6の1（再掲） 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。

(3) 建築物の規模のうち3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すこととする。